

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年6月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第10号

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項第22号から第29号までを削り、同項第21号中「第55条及び第56条」を「第60条及び第61条」に改め、同号を同項第26号とし、同号の次に次の1号を加える。

(27) 食品衛生法施行規則第71条による変更の届出及び同規則第71条の2による廃業の届出に関すること。

第1条第1項第20号中「第54条」を「第59条」に、「第56条」を「第61条」に改め、同号を同項第25号とし、同項第19号中「第53条」を「第56条第2項（同法第57条第2項において準用する場合を含む。）」に改め、「許可営業者の」を削り、同号を同項第22号とし、同号の次に次の2号を加える。

(23) 食品衛生法第57条第1項による営業の届出に関すること。

(24) 食品衛生法第58条による食品等の回収の届出に関すること。

第1条第1項第18号中「第52条」を「第55条」に改め、同号を同項第21号とし、同項第17号を同項第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

(20) 食品衛生法第48条第8項による食品衛生管理者の届出に関すること。

第1条第1項第16号の次に次の2号を加える。

(17) 食品衛生法第8条による健康被害情報の届出に関すること。

(18) 食品衛生法第26条第1項による検査の命令に関すること。

第1条第1項第30号中「第13条」を「第11条」に、「第15条第3項」を「第11条第3項」に改め、同号を同項第28号とし、同項第31号中「第15条第1項及び第3項による認証書の返納並びに同項及び同条第4項」を「第13条第3項」に改め、同号を同項第29号とし、同項第32号中「第16条第1項」を「第14条第1項」に改め、同号を同項第30号とし、同項第33号中「第18条及び第20条」を「第16条」に改め、同号を同項第31号とし、同項中第34号を削り、第35号を第32号とし、第36号から第86号までを3号ずつ繰り上げ、第87号を第84号とし、同号の次に次の1号

を加える。

- (85) 食品表示法第10条の2第1項による届出の受理及び同条第2項による公表に関すること。ただし、政令第7条第1項の規定により処理することとされているものに限る。

第1条第1項第88号を同項第86号とする。

第1条第2項中「同項第17号、第20号、第21号、第28号、第32号から第34号まで及び第84号から第88号まで」を「同項第18号、第19号、第25号、第26号、第30号、第31号及び第81号から第86号まで」に改め、「(同項第28号の事項については、行商人に限る。)」を削る。

第3条第2号中「第54条」を「第59条」に改め、同条第3号中「第16条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条第4号中「第18条及び第20条」を「第16条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例及び食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な措置の基準等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和3年京都府条例第8号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧ふぐ処理業については、この規則の施行後も、なお従前の例による。

(行財政局人事部人事課)